

経営状況の違いを乗り越えて事業統合するために
～シミュレーション分析に基づく関係者の説得の必要性～



総務省 自治財政局
公営企業経営室長
本島 栄二

広域化等が進まない要因

- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組(検討)を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が課題となっている。

広域化検討の阻害要因

- 広域化に取り組んでいない事業体では、料金格差など事業体間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている
- 一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業体も見られる

広域化に取り組んでいない事業体が考える阻害要因



「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抄) (平成29年6月9日閣議決定)

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、**事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開**、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

料金の差

中空知広域水道企業団

広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度			平成18年	
広域化等検討開始年度の状況	滝川市(上水)	砂川市(上水)	歌志内市(上水)	奈井江町(上水)	中空知(用供)	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	5,071	4,490	5,023	3,853	0	1.32倍

北九州市

広域化等検討開始年度	平成18年	広域化等完了年度	平成24年	
広域化等検討開始年度の状況	北九州市(上水)	芦屋町(上水)	水巻町(上水)	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,121	3,530	3,797	1.79倍

※芦屋町はH19.10.1に、水巻町はH24.10.1に事業統合

群馬東部水道企業団

広域化等検討開始年度	平成21年	広域化等完了年度					平成28年		
広域化等検討開始年度の状況	太田市(上水)	館林市(上水)	みどり市(上水)	板倉町(上水)	明和町(上水)	千代田町(上水)	大泉町(上水)	邑楽町(上水)	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,152	2,670	2,667	2,782	2,730	2,887	1,874	2,730	1.54倍

秩父広域市町村圏組合

広域化等検討開始年度	平成23年	広域化等完了年度		平成28年	
広域化等検討開始年度の状況	秩父市(上水)	横瀬町(上水)	小鹿野町(上水)	皆野長瀬上下水道組合(東編) <皆野町・長瀬町>	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,793	2,835	2,257	3,507	1.55倍

財政状況の差

中空知広域水道企業団

広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度			平成18年
広域化等検討開始年度の状況	滝川市(上水)	砂川市(上水)	歌志内市(上水)	奈井江町(上水)	中空知(用供)
現金及び預金 (千円)	418,941	93,163	199,106	227,158	439,570
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	108.40%	105.23%	88.80%	95.57%	102.01%
累積欠損金比率(法適のみ)	4.44%	0.00%	11.12%	4.97%	0.00%
繰入金比率(収益的収入分)	12.31%	2.17%	0.22%	0.00%	11.64%
企業債残高対給水収益比率	289.42%	263.73%	380.64%	51.86%	702.77%
給水原価 (/m3)	298.35	239.85	272.18	212.03	116.69

秩父広域市町村圏組合

広域化等検討開始年度	平成23年	広域化等完了年度		平成28年
広域化等検討開始年度の状況	秩父市(上水)	横瀬町(上水)	小鹿野町(上水)	皆野長瀬上下水道組合(東編) <皆野町・長瀬町>
現金及び預金 (千円)	1,339,596	243,923	188,118	1,058,223
繰入金比率(収益的収入分)	3%	2%	0%	18%
繰入金比率(資本的収入分)	35%	74%	42%	100%
企業債残高対給水収益比率	212%	565%	191%	242%
給水原価 (円/m3)	165	183	137	276

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援（30事業）
- ▶ 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き

